

仕 様 書

1 車 種	軽自動車（乗用）
2 形 状	ハイトワゴンタイプ（5ドア）
3 規 格	(1) ハイブリッド自動車であること。 (2) 総排気量：660 CCクラス (3) 燃 料：ガソリン (4) 駆動方式：四輪駆動 (5) トランスミッション：オートマチック（CVT） (6) 配 色：シルバー系 (7) 車体寸法：全長 3,395mm 以上 全幅 1,475mm 以上 全高 1,750 mm以上 (8) 乗車定員：4人 (9) シ ー ト：2列 (10) 寒冷地仕様であること。
	【適合車種】 規格を満たす一例として示しているものであり、当該車種を指定するものではない。 ■スぺーシア（スズキ） ■フレアワゴン（マツダ） ■e kスペース（三菱自動車） ■ルークス（日産自動車）
4 年式指定	令和5年以降（新規登録）
5 装備・付属品等	(1) エアコン (2) エアバック（運転席・助手席） (3) 衝突被害軽減ブレーキ (4) AM・FMラジオ (5) ドライブレコーダー（前方・後方2カメラタイプ、200万画素以上、記憶媒体32GB以上） (6) 後退時車両直後確認装置（バックカメラ、バックモニター等） (7) ヒータードアミラー (8) フロアマット 一式（全席） (9) スノーブレード 一式 (10) スタッドレスタイヤ 4本（ホイール付） ※タイヤは日本製であること。 (11) タイヤパンク応急修理キット・標準工具一式
6 借受期間	令和5年10月2日～令和10年9月30日（60カ月）
7 納入期限	令和5年10月2日
8 借受台数	7台
9 年走行距離	約6,000 km／台 ※この距離を超過した場合であっても、追加費用は発生しないものとする。
10 引渡場所	次の各施設の敷地内駐車場 ・豊平川水再生プラザ（札幌市白石区菊水元町8条3丁目5番1号）：3台 ・新川水再生プラザ（札幌市西区八軒9条西7丁目1番65号）：3台 ・手稲水再生プラザ（札幌市手稲区手稲山口265番地8）：1台
11 検査場所	上記「10 引渡場所」と同じ

12 保管場所	上記「10 引渡場所」と同じ
13 保険加入	<p>(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、受注者の負担とする。</p> <p>(2) 任意保険は受注者の負担とし、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢制限：無制限 ・対人保険：無制限 ・対物保険：無制限（免責額なし） ・搭乗者保険又は人身傷害保険：1名につき 2,000万円以上 ・車両保険：時価（免責額なし） ・代車特約を付すこと。 ・札幌市のフリート割引がある場合は、これを適用すること。 <p>(3) 任意保険証の写しを車検証に添付すること。</p>
14 メンテナンス等	<p>(1) 定期点検（オイル等の交換又は補充、12カ月法定点検を含む。）及び車検に係る経費は受注者の負担とし、受注者の責任において確実に実施すること。</p> <p>(2) 定期点検、車検及び修理の期間中は、同等の代車を用意すること。なお、これらの作業に伴う車両の移動は、受注者が行うこと。</p> <p>(3) 事故処理及びこれに伴う車両の修理及び修繕は、札幌市の指示に従い受注者の責任において行うこと。</p> <p>(4) 夏タイヤは3シーズン、また、スタッドレスタイヤは2シーズン、それぞれ経過毎に新品のタイヤを手配すること。また、タイヤ交換に伴う車両の移動は、受注者が行うこと。</p> <p>(5) タイヤの履き替え及び保管は、札幌市の指示に従い受注者が行うこと。</p> <p>(6) 不明な点については、事前に札幌市と協議すること。</p>
15 費用負担	<p>(1) 車両の維持管理に要する経費のうち、燃料費、ウィンドウウォッシャー液及びパンク修理費は札幌市の負担とし、そのほかに要する一切の経費は受注者の負担とする。</p> <p>(2) 車両引渡時の燃料は、札幌市及び受注者双方とも容器内100%とする。</p> <p>(3) 経費について疑義が生じた場合は、札幌市と協議するものとする。</p>
16 その他	<p>(1) 仕様書等に記載のない事項は、受注者と札幌市が協議のうえ、決定する。</p> <p>(2) 納入期限までに納車ができない事情が生じた場合は、事前に札幌市と協議のうえ、受注者の負担により、同等車種の代車を用意すること。（代車については、ハイブリット自動車でないもの、また、業務に支障のない範囲で上記に示した規格・装備・付属品等の要件を満たさない車も認める場合がある。）</p> <p>(3) 借受期間中、札幌市の負担により、借受車両の窓ガラス全面に紫外線防止フィルム（道路運送車両法第3章に基づき定める道路運送車両の保安基準第29条第3項に適合するもの）を貼る場合があるので、受注者はこれを認めること。</p> <p>(4) 借受期間終了後は、受注者が保管場所から車両を引取ること。</p> <p>(5) 借受期間終了後における当該借受物品の買取又は再リースについて、受注者と札幌市は協議できることとする。</p>
17 担当課	<p>札幌市下水道河川局事業推進部処理施設課 （札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号 下水道河川局庁舎4階）</p>